

玉名吹奏楽クラブ「Tamana Winds」規約

第1章 総則

(名称)

第1条 本クラブは、玉名吹奏楽クラブ「Tamana Winds」(以下「本クラブ」という。)と称する。

(事務局)

第2条 本クラブは、事務局を次のところに置く。
玉名市教育委員会事務局教育部文化課内
玉名市岩崎163番地

(主な活動場所)

第3条 本クラブの主な活動場所は、岱明ふれあい健康センターとする。

(目的)

第4条 本クラブは、次の目的を図ることとする。

- (1) 主に玉名市の中学生を対象に、これまで学校部活動が果たしてきた意義、役割を継承し、吹奏楽を通して会員の健全な心身の育成と技術の向上を図るとともに、吹奏楽の普及発展を図る。
- (2) 『『地域部活動』(玉名モデル)がめざすもの』の実現に努める。

(事業)

第5条 本クラブの目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 練習は、原則として週末の土曜日又は日曜日のいずれか一日とする。
- (2) 活動時間は、原則として3時間程度とする。
- (3) 熊本県吹奏楽連盟に加盟し、コンクール等に出場することを活動目標の一つに位置付ける。なお、玉名市の主催事業、荒尾玉名管内で開催されるイベント等への参加については個別に検討する。
- (4) その他目的達成のために必要な活動を行う。

(事業年度)

第6条 本クラブの事業年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。

第2章 構成

(構成)

第7条 本クラブは、玉名市の中学校吹奏楽の指導者会及び保護者会で構成する。

(役員)

第8条 本クラブに、次の役員を置く。

- (1) 代表 1名 (指導者会代表)
- (2) クラブマネージャー 1名

(指導者会)

第9条 本クラブに指導者を置き、指導者会を構成する。

- (1) 指導者は、事務局と面談の上、「『Tamana Winds (吹奏楽)』指導者契約申請書」を提出する。
- (2) 本クラブから「指導依頼書」を発行し、契約を結んだ者を指導者とする。
- (3) 指導者は「『地域部活動』(玉名モデル)がめざすもの」を十分に理解し、積極的に指導者研修会に参加するなどの資質向上に努める。

(保険の加入)

第10条 指導者は、スポーツ安全保険に加入しなければならない。

- 2 本クラブは、その活動中の傷害及び対人・対物事故により負った法律上の賠償責任については、「スポーツ安全保険」の対象範囲として対応するものとする。

第3章 保護者会

(保護者会)

第11条 本クラブの事業の円滑な運営を支援するため、保護者会を構成し、「保護者会規約」を作成する。

第4章 総会

(総会)

第12条 本クラブには、総会を置く。

総会は、指導者会と保護者会によって構成する。

第13条 総会は、次の各号の事項を決議又は承認する。

- (1) 規約の改正
- (2) 事業計画及び収支予算に関する事項
- (3) 事業報告及び収支決算に関する事項
- (4) その他クラブの運営に関する事項

(総会の招集)

第14条

- (1) 総会は、毎年度1回開催する。
- (2) 総会は、本クラブの代表が招集する。
- (3) 総会は、指導者会及び保護者会会員の半数の出席をもって成立する。

(総会の議決)

第15条 本クラブの総会の議決は、出席会員の過半数をもって決する。

第5章 規約の改正

(規約の改正)

第16条

- (1) 本規約の条項は、総会において改正することができる。
- (2) 本規約は、総会出席者の3分の2以上の同意を得て改正することができる。

(附則)

本規約は、令和8年4月1日から施行する。